放送法施行規則第86条第７項の規定により、経理的基礎を確保するために必要な措置等について、別紙１から別紙３までのとおり提出します。

別紙１　経理的基礎が基幹放送の業務の維持に支障を来すおそれがある特別の事情の内容及び原因

別紙２　特別の事情による影響

別紙３　経理的基礎を確保するために必要な措置等

注１　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

２　提出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

別表第二十一号の六～別表第二十一号の十　［略］

別表第二十一号の五～別表第二十一号の九　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条中放送法施行規則別表第七の一号の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　前項ただし書に規定する規定の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局については、当該免許又は予備免許に係る免許の有効期間が満了する日までは、第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則第六条第一項第八号の表及び別表第二号第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に放送法第九十三条第一項の認定を受けている者は、当該認定の有効期間が満了する日までは、第三条の規定による改正後の放送法施行規則別表第七の一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省令第五十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第三十四条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

消防団員等公務災害補償等共済基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支払方法等） **第十六条**　出納主任は、支払をしようとするときは、必要な資金を取引金融機関に交付して又は預金口座等からの必要な資金の払出しを当該預金口座等のある取引金融機関に行わせて、当該必要な資金を交付した取引金融機関又は当該必要な資金の払出しを行わせた取引金融機関に支払をさせなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、取引金融機関による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 一　債権者が取引金融機関による支払を拒んだとき。 ［二・三　略］ ２　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）第二条の総務省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。 ３　出納主任は、第一項の規定により必要な資金を取引金融機関に交付した場合には、その旨を債権者に通知しなければならない。ただし、債権者の預金口座への振込の方法により支払をする場合にはこの限りでない。	（支払方法） **第十六条**　出納主任は、支払をしようとするときは、債権者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、小切手による支払にかえ、現金をもつて支払をすることができる。 一　債権者が小切手による受領を拒んだとき。 ［二・三　同上］ ［新設］ ［新設］